

フロン排出抑制法の概要と 更新計画お願い

フロン排出抑制法

～改正法の概要～

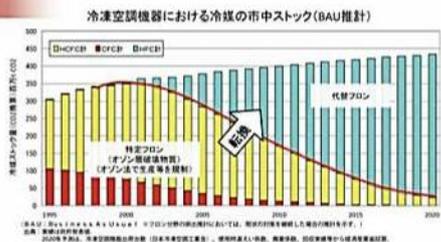
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律が平成27年4月より全面施行されました

平成25年6月、「フロン回収破壊法」が改正されました。改正された法律「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：フロン排出抑制法）には、フロン類の製造から廃棄までの「ライフサイクル」全体を見据えた包括的な対策が盛り込まれており、フロン類を製造する「フロンメーカー」、それらを使用する機器を製造する「機器メーカー」、そして機器を使用する「機器ユーザー」、フロン類を充填・回収する「充填回収業者」、フロン類の破壊・再生を行っている「破壊・再生業者」に対して、フロン類の排出抑制のための取組みを求めることとなっています。

フロンに関する課題

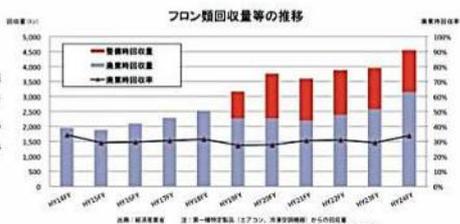
1. HFCの排出量の急増見込み

2000年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロンへの転換が進んでおり、冷媒としての市中ストックは増加傾向にあります。また、2020年の排出量は現在の2倍以上に増加する見込みです。



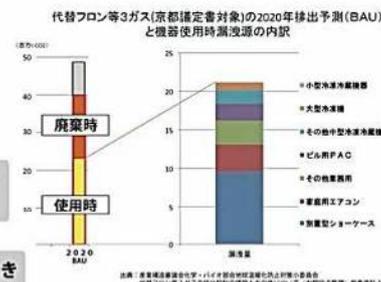
2. 回収率の低迷

「フロン回収・破壊法（平成13年（2001年）」に基づき、業務用冷凍空調機器に使用されるフロン類の回収を義務づけており、フロン類の回収量は年々増加していますが、法施行以来、回収率は3割程度で低迷しています。



3. 使用時漏えいの判明

2009年の経済産業省調査で、冷凍空調機器の設備不良や経年劣化等により、これまでの想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明しました。（例：業務用冷凍冷蔵機器は年間13～17%漏洩）



4. 低 GWP・ノンフロン製品の技術開発・商業化の動き

5. 世界的な高 GWP を巡る規制強化の動き

欧州 F-gas 規制、モントリオール議定書・HFC・phase-down 北米提案

フロンに関する具体的な対策

現行法のフロン回収・破壊に加え、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要

1. フロン類の実質的フェーズダウン (フロンメーカーによる取組み)

フロンメーカーの取組みに関する判断基準の設定。

2. フロン類使用製品の低 GWP・ノンフロン化促進 (機器・製品メーカーによる転換)

フロン類使用製品の指定、低 GWP・ノンフロン化推進に関する判断基準の設定。

3. 業務用冷凍空調機器使用時におけるフロン類の漏えい防止 (ユーザーによる冷媒管理)

ユーザーによる適切な機器管理（定期点検等）の取組みに関する判断基準の設定、冷媒漏えい量報告。

4. 登録業者による充填、許可業者による再生

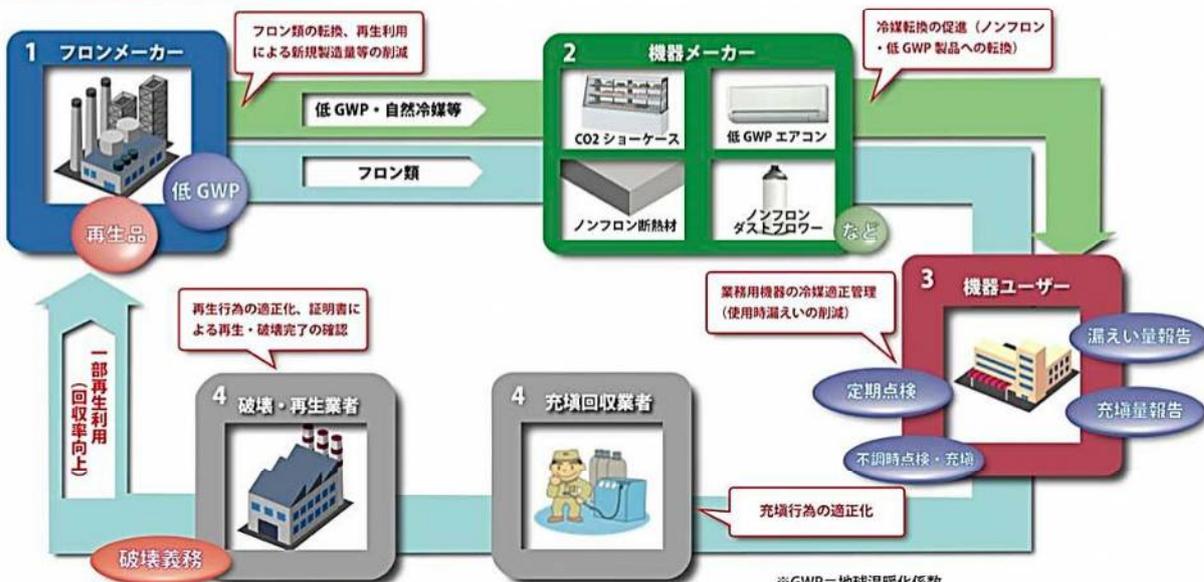
充填回収業者による充填に関する基準の策定。

等

「フロン排出抑制法」の公布 (2013年6月)

フロン排出抑制法の全体像

フロン類の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体を包括的な対策を実施するよう、平成27年4月より、フロン排出抑制法が施行されました。



現在ご使用の冷媒ガス（フロン）はどのようなものですか？

2020年フロン規制への対応はお済みでしょうか？

2020年以降 修理が困難になる事が予想されます。お心当たりのある方は、お問い合わせください。

●フロン排出抑制法により 2020年から HCFC（R22 冷媒）は完全に生産が禁止されます。

オゾン層保護および地球温暖化対策を目的としたフロン排出抑制法が 2015年4月に施工され、HCFC（R22）は、平成32年（2020年）に全廃となり、日本国内では生産が中止となります。

※HCFC（R22 冷媒）フロンの冷凍機器をご使用の場合、2020年以降、修理が困難になる事が予想されます。

●冷凍機器を今すぐ交換しなければいけないのか？

HCFC（R22）使用の冷凍機の使用が禁止されたわけではありませんので、そのままご使用できますが、2020年以降は HCFC（R22）の生産が禁止されます。

※冷媒ガスの交換や補充は難しくなるばかりか、製品の基本性能を維持するために必要な部品（補修用性能部品）の保有状況によっては整備・修理ができない場合もございます。

※省エネ性が悪いので、電気消費量が増えます

●冷媒ガスの確認と更新計画を立てましょう。

1. 規制対象となる冷媒ガスを使用している冷凍機器のリストを作成しましょう。
2. 更新費用を把握し計画的に予算を計上しましょう。
3. 実務に影響しないように早めの更新スケジュールを計画しましょう。

※ご協力いたしますので、ぜひお声がけ下さい。

《お願い》

JRA GL-14「冷凍空調機器の冷媒漏えい防止ガイドライン」に基づく冷媒漏えい点検のお願い

JRA：（社）日本冷凍空調工業会

製品の性能を維持していただくために、また冷媒フロン類を適切に管理していただくために、設置時および設置後の定期的な冷媒漏えい点検（保守点検などによる遠隔からの冷媒漏えいの確認などの総合的サービスも含む：いずれも有償）をお願いします。

上記の漏えい点検は、漏えい点検資格者が実施し、「漏えい点検記録簿」にその結果と、廃棄する時までの全ての点検記録が記載されますので、お客様による内容の確認とその管理（管理委託を含む）をお願いいたします。

詳細につきましては、販売店または弊社窓口にお問い合わせ、または下記サイトをご覧ください。

※JRA GL-14「冷凍空調機器の冷媒漏えい防止ガイドライン」：<http://www.jraia.or.jp/>

※フロン漏えい点検制度：http://www.jarac.or.jp/business/cfc_leak/

JRA GL-14「冷凍空調機器の冷媒漏えい防止ガイドライン」に基づく冷媒漏えい点検・漏えい点検記録簿への記載のお願い

本製品を所有されているお客様には、冷媒フロン類を適切に管理していただくために、上記ガイドラインに基づき、設置時および設置後の定期的な冷媒漏えい点検をお願いします。

以下の対応をお願いいたします。

- ・ 所定の冷媒漏えい点検の実施
- ・ 「漏えい点検記録簿」への記録

漏えい点検記録簿は、取扱説明書・据付説明書とともにお客様で保管いただくようお願いいたします。

漏えい点検および記録簿への記載については漏えい点検資格※が必要です。

詳細につきましては、販売店または弊社窓口にお問い合わせ、または下記サイトをご覧ください。

※フロン漏えい点検制度：<http://www.jarac.or.jp/roei/>

備考

- ・「用途」は「空調」又は「冷凍冷蔵」を、「実施事項」の欄については、「簡易点検」、「定期点検」、「修理」、「充填」、「回収」の別を記入します。
- ・「実施者の氏名等」欄は、上記の事項を実施した者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）や補足事項を記入します。（「簡易点検」を実施した場合には記入不要。）
- ・「充填/回収したフロン類」の欄は、「充填」又は「回収」を実施した場合に記入します。
- ・「簡易点検」、「定期点検」により漏えい又は故障等が認められた場合、又は「修理」を行った場合は、故障や修理の内容を詳細事項①・②に記入します。

留意事項

- ・第一種特定製品の管理者は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者から、管理第一種特定製品の整備に際して本記録簿の提示を求められたときは、速やかに、これに応じる必要があります。
- ・本記録簿は、機器を廃棄するまでの間、保存する必要があります。また、機器を他者に売却する場合、本記録簿又はその写しを当該機器と合わせて売却の相手方に引き渡す必要があります。

詳細事項①

実施年月日	漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項 ※ [該当する場合] 速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期

詳細事項②

実施年月日	当該修理の内容及びその結果

備考

- ・実施年月日については、「簡易点検」、「定期点検」、「修理」の実施年月日を記入し、1 ページ目の表と対応可能なものとします。必要に応じて、図面等を添付します。